

## 令和6年度 介護職員等処遇改善加算算定における職場環境要件取り組み事項

区分	取り組み事項	具体的取り組み内容	達成状況
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	職場理念と人材育成方針を実現するための仕組み・考え方をPPで整備済み	○
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	地域行事への参加し事業所の広報の一環とする（例：祭礼や地域運動会への参加）	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	・喀痰吸引受講または中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援を資格取得受講計画によって支援・管理する。	
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	年1回実施する人事考課・フィードバック面接の際に、個別育成計画内でキャリアアップの確認を行い、研修受講支援や育成方針等に反映する	○
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	正社員登用制度を整備済み	○

	有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識づくりのため、具体的な取得目標を定め、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声掛けを行っている	事業所有休取得率70%以上を目標値として設定。衛生委員会内で定期的に達成状況を確認し、部門管理職が取得推進に向け声掛け等を行っている。	○
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施	内部研修計画内において「腰痛予防研修」の実施 管理監督者層の雇用管理責任者研修受講	
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備	事故・苦情発生時の対応マニュアルを整備済	○
生産性向上のための業務の取組	厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会等の活用等）を行っている	生産性向上委員会を設置済み。 生産性向上ガイドラインを参考に事業所アセスメントを行い業務改善活動を実施する	○
	5S活動（業務管理手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰）等の実践による職場環境の整備を行っている	環境整備を行ったうえで、整理・整頓・清掃の実施体制整備を行い、生活衛生委員会で管理を行う	
	介護ソフト及び情報端末の導入	介護ソフトおよびそれに連携入力可能なタブレット端末を導入済み	○
やりがい・働きがいの醸成	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	入職時オリエンテーション及び内部研修計画に組み込み、法人理念＝利用者に対するサービスの姿勢を共有する機会を確保する	○
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	ご家族等からの謝意（手紙等）を掲示板等に掲載し、職員へ情報共有している	○